

保人第 30 号
平成 29 年 4 月 24 日

各団体代表者 殿

神奈川県保健福祉局保健医療部保健人材課長
(公印省略)

平成 29 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (在宅医療等
看護実習施設受入拡充事業費補助) について (通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱に基づき、平成 29 年度に看護実習の受入体制のより一層の充実を目指し、看護実習の受入拡充 (在宅医療等看護実習施設受入拡充事業) に取り組む県内の病院、訪問看護ステーション、助産所等、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して、補助を行います。

つきましては、このことについて、別添のとおり、貴団体の会員の皆様へ周知させて頂きましたのでご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

問合せ先

看護指導グループ 武井

電 話:045-210-4744

メー ル: takei.gvc@pref.kanagawa.jp

病院
訪問看護ステーション
助産所等
特別養護老人ホーム
介護老人保健施設

開設者殿

神奈川県保健福祉局保健医療部保健人材課長
(公印省略)

平成 29 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (在宅医療等
看護実習施設受入拡充事業費補助) について (通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱に基づき、平成 29 年度に看護実習の受入体制のより一層の充実を目指し、看護実習の受入拡充 (在宅医療等看護実習施設受入拡充事業) に取り組む県内の病院、訪問看護ステーション、助産所等、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して、補助を行います。

補助を希望する施設等におかれましては、県ホームページに掲載した説明資料を参照いただき、必要事項を事前着手届及び事業計画書等様式に記入のうえ、当課あてに郵送にて提出してください。

なお、事前着手届の届出者が施設等の開設者以外の者である場合は、委任状が必要です。

事前着手届 (及び委任状)、事業計画書の提出期限は事業に着手する原則 3 週間前迄です。

※ 1 平成 29 年 5 月 26 日 (金) から実習指導者育成のため実習指導者講習会等に職員を派遣する施設等については、平成 29 年 5 月 8 日 (月) までに提出をお願いいたします。

※ 2 当事業に係る補助を希望されない施設等においては事前着手届の提出は必要ありません。

事前着手届及び事業計画書をご提出いただいた施設等を対象に、補助金に係る交付申請を受け付けます。

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/>)

検索欄に「保健人材課」と入力して検索

→保健人材課 (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1598/>) のページ内

→「在宅医療等看護実習施設受入拡充事業費補助金のお知らせ
(H29 年度) のページ」

【提出先・問合せ先】

(郵送) 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県保健福祉局保健医療部保健人材課看護指導グループ

在宅医療等看護実習受入拡充事業担当 あて

(電話番号) 045 (210) 4744 (直通)

(メール) chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp

在宅医療等看護実習施設受入拡充事業費補助（概要）

目 的	急速な高齢化や看護師養成の急激な増に伴い、今後最も重要性の増す在宅医療分野及び現在最も支援を必要としている母性・小児分野の看護実習施設に対し、支援を行う。
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内病院（ただし、産科病棟あるいは小児科病棟を有する施設のみ） ・ 県内の訪問看護ステーション ・ 県内の助産所等 ・ 県内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設
補助制度	実習指導者講習会等受講事業
目 的	講習会受講の際の代替職員の配置等、受講に係る経費を支援し、実習指導者の配置を推進する。
事 業	対象施設が実習指導者育成のため実習指導者講習会に職員を派遣する。
対象施設	前年度と比較して、補助を受けようとする年度に「実習指導者」を増やす施設。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会受講経費：受講料、教材費、旅費 ・ 代替職員経費（派遣期間中の業務に対応するものに限る）
基 準 額	（病院の場合） 講習会の受講者1人当たり 57万円 （病院以外の施設の場合） 講習会の受講者1人当たり 10万5千円
補 助 率	3分の1
	実習受入施設代替職員雇用事業
目 的	専任教育担当者や実習指導者の負担を軽減することで、実習に係る調整を円滑に進め、受入拡充を図る。
事 業	専任教育担当者（実習の受入れ調整や院内の担当者配置の調整などにあたる）や実習指導者の活動を補佐するために、看護師等の非常勤職員を雇用する。
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助を受けようとする年度に新規に実習の受入れを行う施設。 ・ 補助を受けようとする年度に受入拡充を行う施設。
対象経費	非常勤雇用経費
基 準 額	1か所当たり 59万4千円
補 助 率	3分の1

※注1) 「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者

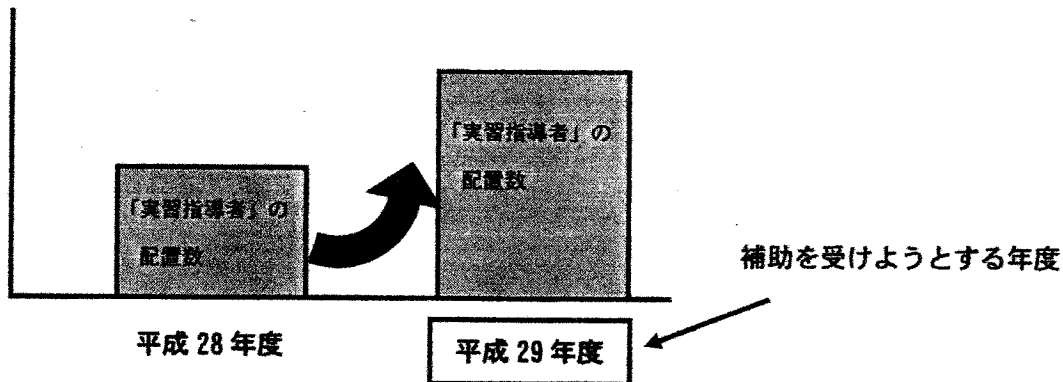
※注2) 「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準じるものとし厚生労働省が認定した講習会をいう。

<受入拡充の事例>

※平成 29 年度に補助を受ける場合

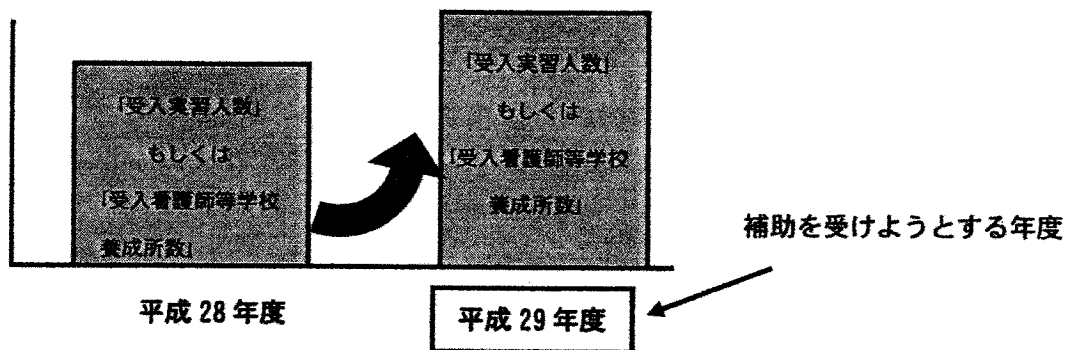
(1) 実習指導者講習会等受講事業

平成 28 年度末時点よりも平成 29 年度の「実習指導者」の数を増やす施設。



(2) 実習受入施設代替職員雇用事業

平成 28 年度よりも平成 29 年度の「受入実習人数 (延べ人数)」もしくは「受入看護師等学校養成所数」が増える施設。



※受入拡充の考え方について

受入拡充とは、「受入実習人数」「受入看護師等学校養成所数」のいずれかを前年度よりも増やすこと。

「受入実習人数」とは、施設が実習を受入れる看護師等学校養成所の学生の総数 (延べ人数)。

「受入看護師等学校養成所数」とは、施設が実習を受入れる看護師等学校養成所の総数。

ただし、看護師等学校養成所は、神奈川県内の施設 (大学、短期大学、専門学校) のみとし、県外の施設は含まないものとします。

「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者としてします。